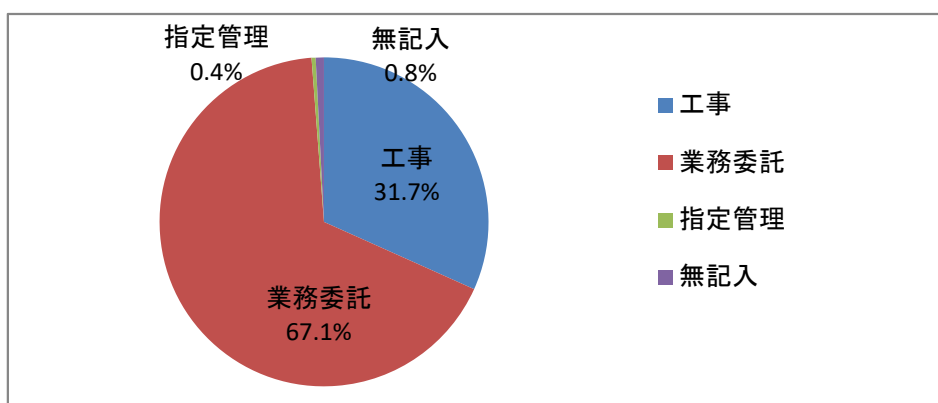


平成29年度 労働者向けアンケート 集計結果

問 1

あなたが働いている(いた)厚木市が発注した仕事は次のうちどちらですか。

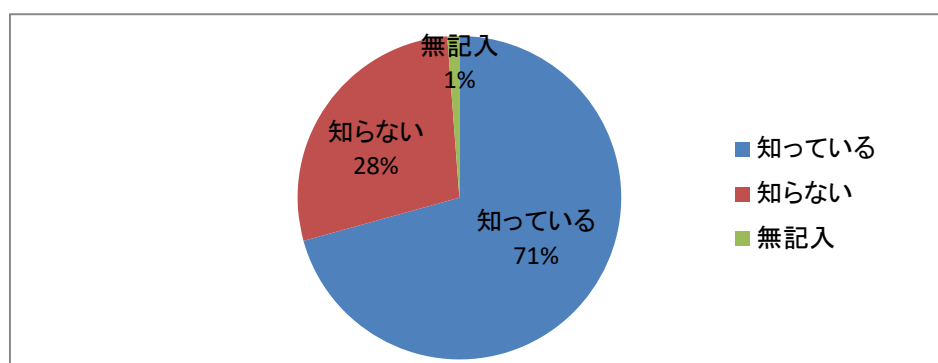
項目	回答数	割合
工事	79	31.7%
業務委託	167	67.1%
指定管理	1	0.4%
無記入	2	0.8%



問 2

あなたが働いている(いた)厚木市の仕事は、市の公契約条例の対象契約であり、市が独自に決めた金額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

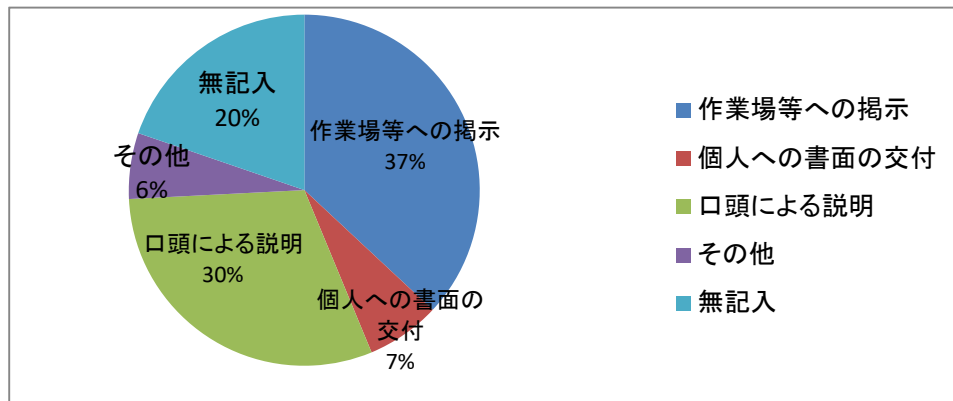
項目	回答数	割合
知っている	176	71%
知らない	70	28%
無記入	3	1%



問 2－2

問2－1のことは、どうやって知りましたか。

項目	回答数	割合
作業場等への掲示	103	37%
個人への書面の交付	19	7%
口頭による説明	85	30%
その他	17	6%
無記入	55	20%



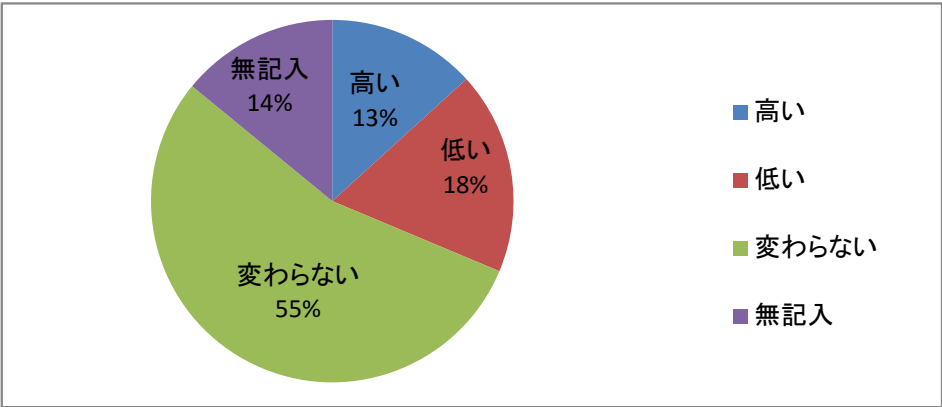
問 2－3 周知方法について、問2－2の方法以外にどのような方法が効果的だと思いますか。御意見がありましたら、御記入下さい。

- ・市のホームページ
- ・面接や採用時に口頭で説明。
- ・面接の時
- ・採用の際口頭にて説明を受けると良いと思います。
- ・職さがしの時に条例とか用紙に書いてある。
- ・講習会による説明と資料の配布。
- ・作業現場の掲示が一番良いと思います。日常の対話の中で全く上記のような話はありませんので。

問 3

あなたがいま働いている市の公契約条例の対象となる仕事でもらう賃金は、いつもとくらべて高いですか、低いですか。

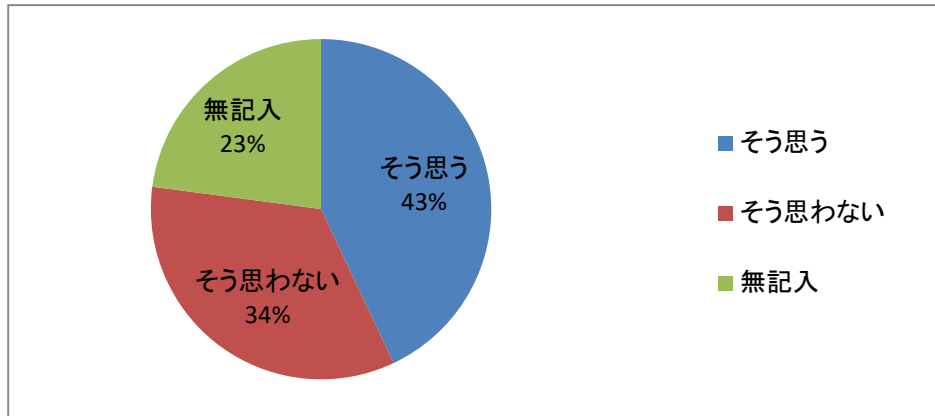
項目	回答数	割合
高い	33	13%
低い	45	18%
変わらない	136	55%
無記入	35	14%



問 4

あなたは、御自身が働いている仕事が、市の公契約条例の対象契約となることは、労働意欲の向上につながると感じますか。また、その理由は何ですか。

項目	回答数	割合
そう思う	107	43%
そう思わない	85	34%
無記入	57	23%



《理由》主なもの(原文のままを掲載 以下同じ)

【そう思う】

- ・最低賃金が保障されているから、最低賃金の底上げに期待できる。
- ・公正な判断で下限を決めることで秩序が生まれる。
- ・条例で約束される事により、働く側も安心感ができ、やる気が出ると思います。
- ・市の公契約条例が良くなれば働く人達も賃金が公平に上がりやりがいにつながると思う。
- ・ただ社員とパートとの責任と賃金の比重のバランスがとれているかが問題だと思う。

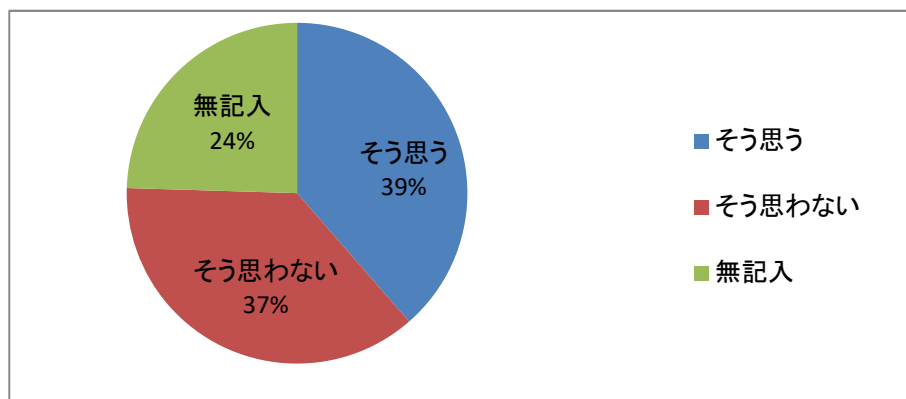
【そう思わない】

- ・市の公約条例と労働意欲の向上に直接は関係ない。
- ・下限額の適用のため賃金面からは意欲向上にはならない。
- ・他の現場と賃金は変わらないから。
- ・雇用契約が有期であり入札状況により仕事が継続できるかどうか分からず市の公契約条例とは別。
- ・書類が大変なので公契約の現場では働きたくない。
- ・自分がやりたい希望する仕事だからこそ労働意欲の向上につながると感じます。

問 5

あなたは、ご自身が働いている仕事が、市の公契約条例の対象契約となることは、仕事の質の向上につながると思いますか。また、その理由は何ですか。

項目	回答数	割合
そう思う	96	39%
そう思わない	92	37%
無記入	61	24%



《理由》

【そう思う】

- ・不正がないから安心して仕事ができる。
- ・市の公契約条例が良くなれば、働く人達も賃金が公平に上がり、やりがいにつながると思う。
- ・賃金に見合うだけの仕事をしなければならない。労働意欲と密接に関係してくる。
- ・契約を遵守励行し、いつも向士心を持って業務に当たっている。
- ・責任感が増すから。公の場所で働いているという意識が高まる。
- ・市の公契約条例の対象である事で市の委託業務である事を確認できる事で市民サービスの向上につながる。

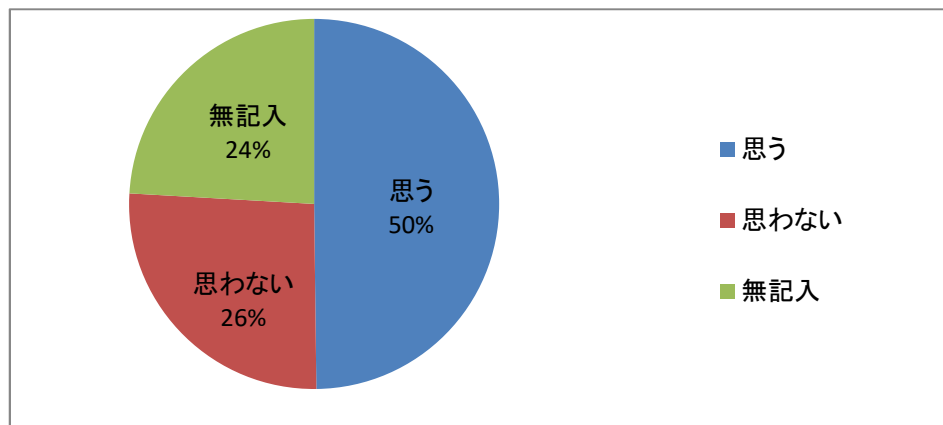
【そう思わない】

- ・やる気は、人それぞれタイプで分けられるから。
- ・自分がやりたい希望する仕事だからこそ、労働意欲の向上につながると思います。
- ・厚木市の労働報酬下限額はまだまだ低い。
- ・労働報酬下限額が仕事の質の向上にはつながらない。
- ・普段と変わらず、お金の事を考えて仕事をしている訳ではないので。
- ・下限額の適用のため賃金面からは質の向上にはつながらない。
- ・他の現場と賃金は変わらないから。
- ・仕事の内容は変わらないので。

問 6

あなたは、公契約条例が必要だと思いますか。また、その理由は何ですか。

項目	回答数	割合
思う	124	50%
思わない	65	26%
無記入	60	24%



《理由》

【そう思う】

- ・労働者の立場に立った条例であれば、必要だと思う。
- ・同業会社により賃金に大きな格差が出ない様に！
- ・約束事を決めておくことは、従業員と事業主双方にとって必要なことです。
- ・給料について相談できる窓口がある事。
- ・働く労働環境を整備して頂きよくなれば仕事の質や意欲向上につながると思うので必要だと思います。
- ・不当な労働環境を防ぐためにはあった方がいい。
- ・1対1だと問題が有ったときに対立してしまうが、いざと言う時に間に入ってもらえる。
- ・最低条件は守られる。
- ・契約により適切な労働条件が整備されるべき。
- ・労働の意欲や質を賃金の面からも上げていくことは必要。
- ・公契約条例がないと法令(規制)等が遵守されない。
- ・最低賃金の底上げにはなる。
- ・秩序と低所得者を守る為。

【そう思わない】

- ・時給を見てから仕事を見つける為その人にあった時給で。
- ・会社は会社の賃金系体があり公契条例にて左右されるものではない。
- ・書類など負担がおおき過ぎる。
- ・書類や手続きが増えるだけで大変だから。

問 7

厚木市公契約条例に関して御意見等がありましたら、御記入ください。

- ・あまり周知されていないように思えます。
- ・高齢者にとって安心して長く働けるようにして頂きたいと願います。
- ・満足しております。
- ・市の公契約条例の金額はなにを対象にその金額にしているのかわかりません。実際都内だともっと同じ仕事でも金額が高いです。基準がわからない。